

◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、小千谷市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和7年6月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
小千谷市ひと・まち ・文化共創拠点	小千谷市本町1丁目 13番35号	演	135.70	令和7年6月2日